平成 28 年 10 月 6 日　市長定例記者会見資料

西宮回生病院における病児保育室の開設について

病児保育事業とは、急な病気やけがで、家庭や保育所等での集団生活が困難なお子様を一時的にお預かりする事業です。事業の形態は、保育所等に併設する「施設型」とベビーシッターが家庭を訪問する「訪問型」があります。

西宮市では、「施設型」が１箇所しかなく、需要に対応できていないため、今回、拡充するものです。

1　西宮回生病院の病児保育室の概要

（１）開始日：**平成２８年１０月３日（月）**

（２）所在地：**西宮回生病院　病児保育室**（大浜町１－４）
　　　　電話番号０７９８－３３－０６０１

（３）対象者：**次のいずれにもあてはまる**児童

　①**西宮市に居住する就学前児童、または市内の保育所、幼稚園、小学校に在籍する児童**

　②**生後６ヶ月から小学校６年生までの児童**

　③病気等の理由により、医師から病児保育室の利用を許可されていること

　④保護者の就労、病気、冠婚葬祭などにより、家庭での保育が困難なこと

（４）対象となる病気、けが：入院を必要としない病気・けがであること

- 子供が日常的にかかる病気（風邪、下痢など）
- インフルエンザ、水ぼうそうなどの感染症
- 喘息などの慢性疾患
- 骨折、やけどなどの外傷性疾患

（５）定員：**１０名**

（６）費用：**利用料　１日２０００円**（土曜日も同額。生活保護世帯は減免あり）

（７）利用時間：**月～金　８時～１８時、　土曜　８時～１３時**

2　既に実施中の病児保育事業

（１）施設型　つぼみの子保育園　病児保育ルーム（林田町８－４２）定員６名
　　　　電話番号０７９８－６６－６６７３

（２）訪問型　ベビーシッター事業者（全国保育サービス協会加盟業者に限る）の病児保育サービスを利用した場合、保育利用料の半額を市が助成
　（児童１人当たり年間４万円が限度）

3　市民への周知

市政ニュース（１０月１０日号)、市ホームページ等を予定しています。

以　上

（問合せ）　西宮市保育幼稚園支援課　０７９８-３５-３０４４